

議案第 8 2 号

清水町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町水道事業給水条例の一部を改正する条例

清水町水道事業給水条例（平成 10 年清水町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「指定をした者」の次に「又は法第 25 条の 3 の 2 に規定する指定の更新を受けた者」を加える。

第 30 条第 1 項第 1 号中「指定給水装置工事事業者の指定」の次に「(指定の更新の場合を含む。)」を加える。

第 35 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。